

秋田市公報

あきた

第1209号

令和7年08月10日

秋田市山王一丁目1番1号
発行所 秋田市総務部文書法制課
電話 018-888-5427

目次

規則

秋田市建築基準法施行細則の一部を改正する規則	建築指導課（第36号）	5
------------------------	-------------	---

告示

市道路線の認定について	建設総務課（第199号）	7
道路の区域決定および供用開始について	建設総務課（第200号）	8
道路の区域決定について	建設総務課（第201号）	9
令和7年6月秋田市議会定例会において議決を経た予算およびその要領について	総務課（第202号）	10
医療扶助および医療支援給付のための医療を担当させる機関の指定、廃止および休止について	保護第一課（第203号）	24
医療扶助および医療支援給付のための施術を担当させる施術者の指定について	保護第一課（第204号）	26
自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等の撤去および保管について	交通政策課（第205号）	27
令和7年度固定資産税納税通知書の公示送達について	資産税課（第206号）	29
国民健康保険税納税通知書（課税年度令和7年 賦課年度令和6年）の公示送達について	国保年金課（第207号）	30
公の施設に係る指定管理者の告示事項の変更について	公園課（第208号）	31
令和7年度市民税・県民税・森林環境税納税通知書兼決定通知書および令和7年度市民税・県民税・森林環境税納税通知書兼変更通知書の公示送達について	市民税課（第209号）	32
住民票の職権消除について	市民課（第210号）	33
令和7年度軽自動車税（種別割）納税通知書の公示送達について	市民税課（第211号）	34
国民健康保険税督促状の公示送達について	国保年金課収納推進室（第212号）	35
令和7年度介護保険料納入通知書の公示送達について	介護保険課（第213号）	36

指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)の指定について	障がい福祉課(第214号)	37
指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)の指定について	障がい福祉課(第215号)	38
指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)の指定について	障がい福祉課(第216号)	39
指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)の指定の廃止について	障がい福祉課(第217号)	40
指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)の指定の廃止について	障がい福祉課(第218号)	41
令和7年度第14期後期高齢者医療保険料督促状の公示送達について	後期高齢医療課(第219号)	42
交付要求通知書の公示送達について	納税課(第220号)	43
指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)の指定の廃止について	障がい福祉課(第221号)	44
指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)の指定の廃止について	障がい福祉課(第222号)	45
指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)の指定について	障がい福祉課(第223号)	46
指定公金事務取扱者の変更について	環境都市推進課(第224号)	47
医療給付を委託する機関の変更について	子ども健康課(第225号)	48
指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)の指定について	障がい福祉課(第226号)	49
指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)の指定の廃止について	障がい福祉課(第227号)	50
指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)の指定について	障がい福祉課(第228号)	51
指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)の指定の廃止について	障がい福祉課(第229号)	52
指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)の指定について	障がい福祉課(第230号)	53
指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)の指定の廃止について	障がい福祉課(第231号)	54
指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)の指定について	障がい福祉課(第232号)	55
指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)の指定の廃止について	障がい福祉課(第233号)	56
指定公金事務取扱者の変更について	環境都市推進課(第234号)	57
身体障害者福祉法による医師の指定について	障がい福祉課(第235号)	58
表彰した者の氏名および事績の概要について	文化振興課(第236号)	59
功労者として待遇した者の氏名および事績の概要について	総務課(第237号)	60
表彰した者の氏名および事績の概要について	総務課(第238号)	61

教委告示

教育委員会定例会の招集について	教育委員会総務課(第11号)	66
-----------------	----------------	----

選管告示

令和7年7月20日執行予定の参議院議員通常選挙におけるポスター掲示場の設置場所について	選挙管理委員会事務局（第36号）	67
選挙権を有する者の総数の50分の1の数、6分の1の数および3分の1の数について	選挙管理委員会事務局（第37号）	68
令和7年7月20日執行の参議院秋田県選出議員選挙における候補者の氏名等の掲載順序を定めるくじを行う場所および日時について	選挙管理委員会事務局（第38号）	69
令和7年7月20日執行の参議院議員通常選挙における在外投票の期日前投票所の指定について	選挙管理委員会事務局（第39号）	70
令和7年7月20日執行の参議院議員通常選挙における期日前投票所について	選挙管理委員会事務局（第40号）	71
令和7年7月20日執行の参議院議員通常選挙における期日前投票所を開く時刻および閉じる時刻について	選挙管理委員会事務局（第41号）	72
令和7年7月20日執行の参議院議員通常選挙における期日前投票管理者およびその職務代理者の選任について	選挙管理委員会事務局（第42号）	73
令和7年7月20日執行の参議院議員通常選挙における投票所について	選挙管理委員会事務局（第43号）	74
令和7年7月20日執行の参議院議員通常選挙における投票所を閉じる時刻について	選挙管理委員会事務局（第44号）	75
令和7年7月20日執行の参議院議員通常選挙における投票管理者およびその職務代理者の選任について	選挙管理委員会事務局（第45号）	76
令和7年7月20日執行の参議院議員通常選挙における開票の場所および日時について	選挙管理委員会事務局（第46号）	77
令和7年7月20日執行の参議院議員通常選挙における開票管理者およびその職務代理者の選任について	選挙管理委員会事務局（第47号）	78
令和7年7月20日執行の参議院議員通常選挙における開票立会人となるべき者のくじを行う場所および日時について	選挙管理委員会事務局（第48号）	79
令和7年7月20日執行の参議院議員通常選挙における期日前投票管理者の職務代理者の変更選任について	選挙管理委員会事務局（第49号）	80
令和7年7月20日執行の参議院議員通常選挙における期日前投票所の投票管理者の変更選任について	選挙管理委員会事務局（第50号）	81
令和7年7月20日執行の参議院議員通常選挙における投票所の投票管理者の変更選任について	選挙管理委員会事務局（第51号）	82

農委告示

農業委員会総会の招集について	農業委員会事務局（第7号）	83
2分の1以上の共有持分を有する者を確知できない農用地等について	農業委員会事務局（第8号）	84
2分の1以上の共有持分を有する者を確知できない農用地等について	農業委員会事務局（第9号）	86
所有者等を確知できない農地について	農業委員会事務局（第10号）	88

上下水道局告示

指定給水装置工事事業者の指定の失効について	上下水道局給排水課（第13号）	90
指定給水装置工事事業者の指定の更新について	上下水道局給排水課（第14号）	91

公告

経営管理権集積計画の取消しについて	農地森林整備課	92
放置自転車等の撤去および保管について	財産管理活用課	93
許可した開発行為に関する工事の完了について	都市計画課	95
農用地利用集積等促進計画の認可について	農業農村振興課	96

上下水道局公告

受益者負担金の賦課対象区域について	上下水道局下水道整備課	97
-------------------	-------------	----

秋田市建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 7 月 7 日

秋田市長 沼 谷 純

秋田市規則第36号

秋田市建築基準法施行細則の一部を改正する規則

秋田市建築基準法施行細則（昭和48年秋田市規則第12号）の一部を次のように改正する。

第11条の見出し中「定期報告」を「定期報告等」に改め、同条に次の 1 項を加える。

- 2 建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を定める件（平成20年国土交通省告示第282号）第 2 の規定により市長が付加する調査項目等は、次の表のとおりとする。ただし、法第12条第 2 項の点検に付加するものにあつては、同表(1)の項に係る部分に限る。

	調査項目		調査方法	判定基準
(1) 建築物の内 部	常時閉鎖した状態にある防火扉（各階の主要なものに限る。以下「常閉防火扉」という。）	閉鎖又は作動の障害となる物品の放置ならびに照明器具および懸垂物等の状況	目視又はこれに類する方法（以下「目視等」という。）により確認する。	物品が放置されていること等により常閉防火扉の閉鎖又は作動に支障があること。
		扉の取付けの状況	目視等又は触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。
		扉、枠および	目視等により確	変形、損傷又は

		金物の劣化および損傷の状況	認する。	著しい腐食により遮炎性能又は遮煙性能に支障があること。
		固定の状況	目視等により確認する。	常閉防火扉が開放状態に固定されていること。
		人の通行の用に供する部分に設ける常閉防火扉の作動の状況	扉の閉鎖時間を測定し、扉の質量により運動エネルギーを確認するとともに、必要に応じて閉鎖力を測定する。	防火区画に用いる防火設備等の構造方法を定める件（昭和48年建設省告示第2563号）第1第1号の規定に適合しないこと。
(2) 避難施設等	防煙壁	可動式防煙壁の作動の状況	各階の主要な可動式防煙壁の作動を確認する。	可動式防煙壁が作動しないこと。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

秋田市告示第199号

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定に基づき、市道路線を次のとおり認定するので、同法第9条の規定により告示する。

その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

令和7年7月1日

秋田市長 沼 谷 純

1 認定路線

整理 番号	路線名	起 点	重要な 経過地
		終 点	
41314	飯島穀丁10号線	飯島穀丁379番15地先	
		飯島穀丁379番25地先	
70634	桜三丁目8号線	桜三丁目466番62地先	
		桜三丁目503番8地先	
70635	上北手猿田4号線	上北手猿田字館ノ下16番1地先	
		上北手猿田字館ノ下15番1地先	
70636	横森二丁目23号線	横森二丁目180番2地先	
		横森二丁目188番1地先	
110344	向田表後野線	雄和相川字向田表118番5地先	
		雄和相川字後野163番1地先	

2 縦覧期間

令和7年7月1日から同月18日まで。ただし、土曜日および日曜日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで

秋田市告示第200号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項および第2項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を決定し供用を開始する。

その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

令和7年7月1日

秋田市長 沼 谷 純

1 道路の区域および供用開始の区間

整理 番号	路線名	起 点	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
		終 点		
41314	飯島穀丁10 号線	飯島穀丁379番15地先	89.60	6.00
		飯島穀丁379番25地先		
70634	桜三丁目8 号線	桜三丁目466番62地先	125.00	6.00 ～ 9.10
		桜三丁目503番8地先		
70636	横森二丁目 23号線	横森二丁目180番2地先	67.90	4.00
		横森二丁目188番1地先		
110344	向田表後野 線	雄和相川字向田表118番5地先	740.00	6.00 ～ 10.00
		雄和相川字後野163番1地先		

2 縦覧期間

令和7年7月1日から同月18日まで。ただし、土曜日および日曜日を
除く、午前8時30分から午後5時15分まで

秋田市告示第201号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を決定する。

その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

令和7年7月1日

秋田市長 沼谷 純

1 道路の区域を決定する区間

整理 番号	路線名	起 点	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
		終 点		
70635	上北手猿田 4号線	上北手猿田字館ノ下16番1地先	33.30	6.00
		上北手猿田字館ノ下15番1地先		

2 縦覧期間

令和7年7月1日から同月18日まで。ただし、土曜日および日曜日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで

秋田市告示第202号

令和7年6月27日の「令和7年6月秋田市議会定例会」において議決を経た予算およびその要領は、別紙のとおりである。

令和7年7月3日

秋田市長 沼 谷 純

令和 7 年度秋田市一般会計補正予算（第 1 号）

令和 7 年度秋田市の一般会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 401,984 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 148,791,984 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

（市債の補正）

第 3 条 市債の補正は、「第 3 表 市債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
16 国庫支出金		千円 26,567,715	千円 168,451	千円 26,736,166
	1 国庫負担金	21,739,836	26,000	21,765,836
	2 国庫補助金	4,748,496	142,451	4,890,947
17 県支出金		10,493,969	22,914	10,516,883
	2 県補助金	2,849,723	22,914	2,872,637
19 寄附金		2,511,205	5,939	2,517,144
	1 寄附金	2,511,205	5,939	2,517,144
21 繰越金		700,000	89,980	789,980
	1 繰越金	700,000	89,980	789,980
23 市債		10,496,300	114,700	10,611,000
	1 市債	10,496,300	114,700	10,611,000
歳 入 合 計		148,390,000	401,984	148,791,984

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2 総務費		18,876,425	25,700	18,902,125
	1 総務管理費	16,418,395	25,700	16,444,095
3 民生費		56,641,744	97,173	56,738,917
	1 社会福祉費	26,524,960	94,093	26,619,053
	3 生活保護費	9,088,660	3,080	9,091,740
4 衛生費		10,833,622	465	10,834,087
	7 母子衛生費	792,517	465	792,982
6 農林水産業費		2,594,395	20,745	2,615,140
	1 農業費	1,834,300	20,745	1,855,045
7 商工費		9,710,897	26,041	9,736,938
	1 商工費	9,710,897	26,041	9,736,938
8 土木費		16,867,179	36,200	16,903,379
	5 都市計画費	5,894,028	36,200	5,930,228
10 教育費		12,806,677	149,511	12,956,188
	1 教育総務費	1,966,831	123,148	2,089,979
	7 保健体育費	803,573	26,363	829,936
11 災害復旧費		115,067	46,149	161,216
	2 公共土木施設災害復旧費	113,178	46,149	159,327
歳 出 合 計		148,390,000	401,984	148,791,984

第 2 表 債務負担行為補正

(追 加)

事 項	期 間	限 度 額
秋田県次期総合防災情報システム整備事業負担金	令和7年度 ┆ 令和8年度	千円 15,000
行政情報ネットワークシステム運用事業	令和7年度 ┆ 令和8年度	13,741

第3表 市債補正

起債の目的	限度額			起債の方法	利率	償還の方法
	補正前の額	補正額	計			
総務費	千円 1,560,500	千円 15,000	千円 1,575,500			
公園整備費	116,600	16,200	132,800			
公共土木施設 災害復旧費	32,200	11,700	43,900			
社会福祉費		71,800	71,800	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 場合、利率の 見直しを行っ た後において は、当該見直 し後の利率)	政府資金の場合はそ の融資条件による。銀 行その他の場合は債権 者と協議して定める。 ただし財政の都合によ り据置期間及び償還期 限を短縮し、もしくは 繰上償還又は低利に借 換することができる。
計	10,496,300	114,700	10,611,000			

令和 7 年度秋田市学校給食費会計補正予算（第 1 号）

令和 7 年度秋田市の学校給食費会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ110,178千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,555,036千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 繰入金		千円 188,630	千円 110,178	千円 298,808
	1 一般会計繰入金	188,630	110,178	298,808
歳 入 合 計		1,444,858	110,178	1,555,036

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		千円 1,443,358	千円 110,178	千円 1,553,536
	1 総務管理費	1,443,358	110,178	1,553,536
歳 出 合 計		1,444,858	110,178	1,555,036

令和 7 年度秋田市一般会計補正予算（第 2 号）

令和 7 年度秋田市の一般会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 880 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 148,792,864 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
17 県支出金		千円 10,516,883	千円 880	千円 10,517,763
	3 委託金	815,685	880	816,565
歳 入 合 計		148,791,984	880	148,792,864

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		千円 18,902,125	千円 880	千円 18,903,005
	4 選挙費	256,061	880	256,941
歳 出 合 計		148,791,984	880	148,792,864

秋田市告示第203号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条および第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療扶助および医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定し、廃止し、および休止したので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和7年7月4日

秋田市長 沼谷 純

1 指定

事業所名称	所在地	指定年月日
秋田おろし町歯科医院	秋田市茨島四丁目6番11号	令和7年6月1日

2 廃止

事業所名称	廃止年月日
たかはしこどもクリニック	令和7年5月30日
なかいちキッズワールドデ ンタルクリニック	令和7年3月31日
中通六丁目薬局	令和7年5月10日
安保薬局	令和7年4月30日
佐野薬局赤沼店	令和7年5月31日

佐野薬局桜三丁目店	令和7年5月15日
アイランド薬局広面店	令和7年5月31日

3 休止

事業所名称	休止年月日
ながぬま内科	令和7年6月1日

秋田市告示第204号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療扶助および医療支援給付のための施術を担当させる施術者を次のとおり指定したので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和7年7月4日

秋田市長 沼 谷 純

氏 名	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
吉 田 留 美	株式会社ウェルケア秋田	秋田市外旭川字神田112番地	令和7年6月1日
佐 藤 健 一	株式会社フレアス	秋田市広面字土手下45番地1 2 F	令和7年6月1日
谷田部 隆 一	こころも治療院秋田	秋田市東通仲町5番31号サンロイヤル村上1 F	令和7年6月20日

秋田市告示第205号

秋田市自転車等の放置防止に関する条例（平成元年秋田市条例第28号）
第10条第1項および第3項の規定に基づき、自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等を次のとおり撤去し、
保管したので、同条例第11条第1項の規定により告示する。

令和7年7月4日

秋田市長 沼 谷 純

1 撤去し、保管した自転車等

(1) 放置されていた場所および台数

ア 秋田駅西地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 6台

イ 秋田駅東地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 3台

ウ 秋田駅南地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 3台

(2) 撤去し、保管した年月日

令和7年6月1日から同月30日まで

(3) 返還を行う時間および場所

ア 時間 午前10時から午後7時まで

イ 場所 秋田市東通仲町4番3号（秋田駅東自転車等駐車場内）
秋田市自転車等保管所

(4) 返還を開始する年月日および返還を行う期間

令和7年7月4日から令和8年1月4日まで

2 返還を受けるために必要な事項

自転車等の返還を受けようとするときは、放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者

であることを証明するものを提示すること。

3 所有権の帰属

この告示に係る自転車等で、告示後 6 か月を経過しても利用者等の引取りがないものについての所有権は、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和55年法律第87号）第 6 条第 4 項の規定に基づき本市に帰属する。

4 問合せ先

秋田市山王一丁目 1 番 1 号

秋田市都市整備部交通政策課 電話 888－5766

秋田市東通仲町 4 番 3 号

秋田市自転車等保管所 電話 834－6497

秋田市告示第206号

次の納税通知書は、本人の住所又は居所が不明のため送達できなかったことから、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定に基づき、公示送達する。

なお、当該納税通知書は企画財政部資産税課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和7年7月7日

秋田市長 沼谷 純

- 1 送達を受ける者の住所および氏名
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
令和7年度固定資産税納税通知書

秋田市告示第207号

次の納税通知書は、その送達を受けるべき者の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納税通知書は、市民生活部国保年金課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和7年7月9日

秋田市長 沼 谷 純

- 1 送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
国民健康保険税納税通知書（課税年度令和7年 賦課年度令和6年）

秋田市告示第208号

秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号）第10条により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

令和7年7月9日

秋田市長 沼 谷 純

1 施設名

秋田市太平山スキー場
太平山リゾート公園

2 指定管理者

太平山観光開発株式会社

3 変更があった事項およびその内容

代表者の氏名

変更前 代表取締役社長 村 田 隆 一

変更後 代表取締役社長 遠 藤 孝 志

4 変更年月日

令和7年6月21日

5 変更理由

役員の改選による。

秋田市告示第209号

次の書類は、その送達を受けるべき者の居所等が不明のため送達できないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定に基づき、公示送達する。

なお、当該書類は企画財政部市民税課で保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和7年7月14日

秋田市長 沼 谷 純

1 送達を受けるべき者の氏名および住所

別紙（省略）のとおり

2 送達すべき書類の名称

- (1) 令和7年度市民税・県民税・森林環境税納税通知書兼決定通知書
- (2) 令和7年度市民税・県民税・森林環境税納税通知書兼変更通知書

秋田市告示第210号

次の者の住所および居所が不明のため、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定に基づき、その住民票を職権消除したので、同条第4項の規定により告示する。

令和7年7月14日

秋田市長 沼 谷 純

住民基本台帳に記載のあった住所および氏名

住 所	氏 名
秋田市広面字野添165番地 3	姜 勲

〔教示〕

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、秋田市長に対して審査請求をすることができる。
- 2 この処分については、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第14条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、秋田市（代表者は秋田市長）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができる。ただし、上記1の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができる。

秋田市告示第211号

次の納税通知書は、本人の住所又は居所が不明のため送達できなかった
ので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により
公示送達する。

なお、当該納税通知書は、企画財政部市民税課に保管し、送達を受ける
べき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和7年7月14日

秋田市長 沼 谷 純

- 1 送達を受けるべき者の住所および氏名
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
令和7年度軽自動車税（種別割）納税通知書

秋田市告示第212号

次の国民健康保険税督促状は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったもので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該国民健康保険税督促状は、市民生活部国保年金課収納推進室に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和7年7月14日

秋田市長 沼 谷 純

- 1 送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
国民健康保険税督促状
- 3 通知年度、賦課年度および期別
別紙（省略）のとおり

秋田市告示第213号

次の介護保険料納入通知書は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったので、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条の規定により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納入通知書は、福祉保健部介護保険課に保管し、送達を受け
るべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和7年7月15日

秋田市長 沼 谷 純

- 1 送達を受けべき者の氏名および住所
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
令和7年度介護保険料納入通知書

秋田市告示第214号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定したので、同法第69条の規定により告示する。

令和7年7月16日

秋田市長 沼谷 純

担当する医療の種類：薬局

指定 番号	医療機関 の 名 称	所 在 地	開 設 者 名	指定年月日
285	ヒロコージ調剤 薬局	秋田市千秋久保田 町3番15号	株式会社医薬品情報 センター 代表取締役 小田嶋 一 明	令和7年 8月1日

秋田市告示第215号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定したので、同法第69条の規定により告示する。

令和7年7月16日

秋田市長 沼 谷 純

担当する医療の種類：薬局

指定 番号	医療機関 の 名 称	所 在 地	開 設 者 名	指定年月日
286	長尾薬局御野場店	秋田市御野場新町 四丁目7番25号	株式会社医薬品情報 センター 代表取締役 小田嶋 一 明	令和7年 8月1日

秋田市告示第216号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定したので、同法第69条の規定により告示する。

令和7年7月16日

秋田市長 沼谷 純

担当する医療の種類：薬局

指定 番号	医療機関 の 名 称	所 在 地	開 設 者 名	指定年月日
287	あらや調剤薬局	秋田市新屋元町23 番5号	株式会社医薬品情報 センター 代表取締役 小田嶋 一 明	令和7年 8月1日

秋田市告示第217号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づく指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定を廃止したので、同法第69条の規定により告示する。

令和7年7月16日

秋田市長 沼 谷 純

担当する医療の種類：薬局

指定 番号	医療機関 の 名 称	所 在 地	開 設 者 名	廃止年月日
255	ヒロコージ 調剤薬局	秋田市千秋久保田町3番15 号	株式会社青龍 代表取締役 金 子 晴 雄	令和7年 6月30日

秋田市告示第218号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づく指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定を廃止したので、同法第69条の規定により告示する。

令和7年7月16日

秋田市長 沼 谷 純

担当する医療の種類：薬局

指定 番号	医療機関 の 名 称	所 在 地	開 設 者 名	廃止年月日
225	長尾薬局 御野場店	秋田市御野場新町四丁目7 番25号	株式会社青龍 代表取締役 金 子 晴 雄	令和7年 6月30日

秋田市告示第219号

次の後期高齢者医療保険料督促状は、その送達を受けるべき者の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったため、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条の規定により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該督促状は、市民生活部後期高齢医療課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和7年7月17日

秋田市長 沼 谷 純

1 送達を受けるべき者の氏名および住所

別紙（省略）のとおり

2 送達する書類

令和7年度第14期後期高齢者医療保険料督促状

秋田市告示第220号

次の書類は、その送達を受けるべき者の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該書類は、企画財政部納税課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和7年7月18日

秋田市長 沼 谷 純

1 送達を受けるべき者の住所および氏名

住所 秋田県潟上市天王字上江川9番地4

氏名 伊 藤 皐 大

2 送達する書類

交付要求通知書 1通

秋田市告示第221号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づく指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定を廃止したので、同法第69条の規定により告示する。

令和7年7月18日

秋田市長 沼谷 純

担当する医療の種類：薬局

指定 番号	医療機関 の 名 称	所 在 地	開 設 者 名	廃止年月日
187	生々堂薬局	秋田市中通四丁目1番51号	株式会社C&C 代表取締役 近 江 健	令和7年 6月30日

秋田市告示第222号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づく指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定を廃止したので、同法第69条の規定により告示する。

令和7年7月18日

秋田市長 沼 谷 純

担当する医療の種類：薬局

指定 番号	医療機関 の 名 称	所 在 地	開 設 者 名	廃止年月日
267	中通きょう や薬局	秋田市中通五丁目5番10号	有限会社京谷 代表取締役 京 谷 裕 之	令和7年 6月30日

秋田市告示第223号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定したので、同法第69条の規定により告示する。

令和7年7月18日

秋田市長 沼谷 純

担当する医療の種類：薬局

指定 番号	医療機関 の 名 称	所 在 地	開 設 者 名	指定年月日
288	生々堂薬局	秋田市中通五丁目5番10号	株式会社C & C 代表取締役 近 江 健	令和7年 8月1日

秋田市告示第224号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第3項の規定に基づき、指定公金事務取扱者の変更に関する届出があったため、同条第4項の規定により告示する。

令和7年7月24日

秋田市長 沼 谷 純

1 受託者の名称および住所

秋田県職員消費生活協同組合 理事長 大 門 英 明
秋田市山王四丁目1番1号

2 歳入の名称

秋田市家庭ごみに係る一般廃棄物処理手数料

3 変更事項

代表者名を伊藤政仁から大門英明へ変更

4 届出日

令和7年7月16日

秋田市告示第225号

母子保健法施行規則（昭和40年厚生省令第55号）第12条第1項の規定に基づき、医療給付を委託する機関を次のとおり変更したので、秋田市母子保健法施行細則（平成9年秋田市規則第32号）第4条第2項の規定により告示する。

令和7年7月25日

秋田市長 沼 谷 純

医療機関の名称	社会医療法人 明和会 中通総合病院		
医療機関の所在地	秋田市南通みその町3番15号		
変 更 事 項	開設者氏名	変 更 前	理事長 小林 仁
		変 更 後	理事長 挽野 仁
変 更 年 月 日	令和7年6月24日		

医療機関の名称	秋田厚生医療センター		
医療機関の所在地	秋田市飯島西袋一丁目1番1号		
変 更 事 項	開設者氏名	変 更 前	秋田県厚生農業協同組合連合会 代表理事理事長 小野地 章一
		変 更 後	秋田県厚生農業協同組合連合会 代表理事理事長 神谷 彰
変 更 年 月 日	令和7年6月30日		

秋田市告示第226号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定したので、同法第69条の規定により告示する。

令和7年7月25日

秋田市長 沼 谷 純

担当する医療の種類：薬局

指定 番号	医療機関 の 名 称	所 在 地	開 設 者 名	指定年月日
289	いちご調剤 薬局	秋田市川元山下町7番22号	株式会社医薬品情報 センター 代表取締役 小田嶋 一 明	令和7年 8月1日

秋田市告示第227号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づく指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定を廃止したので、同法第69条の規定により告示する。

令和7年7月25日

秋田市長 沼 谷 純

担当する医療の種類：薬局

指定 番号	医療機関 の 名 称	所 在 地	開 設 者 名	廃止年月日
168	いちご調剤 薬局	秋田市川元山下町7番22号	株式会社至誠堂下山 薬局本店 代表取締役 下 山 誠	令和7年 6月30日

秋田市告示第228号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定したので、同法第69条の規定により告示する。

令和7年7月25日

秋田市長 沼 谷 純

担当する医療の種類：薬局

指定 番号	医療機関 の 名 称	所 在 地	開 設 者 名	指定年月日
290	小町堂薬局	秋田市御野場二丁目13番11号	株式会社医薬品情報 センター 代表取締役 小田嶋 一 明	令和7年 8月1日

秋田市告示第229号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づく指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定を廃止したので、同法第69条の規定により告示する。

令和7年7月25日

秋田市長 沼 谷 純

担当する医療の種類：薬局

指定 番号	医療機関 の 名 称	所 在 地	開 設 者 名	廃止年月日
38	小町堂薬局	秋田市御野場二丁目13番11号	有限会社小町堂薬局 取締役 下 山 誠	令和7年 6月30日

秋田市告示第230号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定したので、同法第69条の規定により告示する。

令和7年7月25日

秋田市長 沼 谷 純

担当する医療の種類：薬局

指定 番号	医療機関 の 名 称	所 在 地	開 設 者 名	指定年月日
291	旭川スタ薬局	秋田市新藤田字大所38番地 25	株式会社医薬品情報 センター 代表取締役 小田嶋 一 明	令和7年 8月1日

秋田市告示第231号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づく指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定を廃止したので、同法第69条の規定により告示する。

令和7年7月25日

秋田市長 沼 谷 純

担当する医療の種類：薬局

指定 番号	医療機関 の 名 称	所 在 地	開 設 者 名	廃止年月日
208	旭川スタ薬局	秋田市新藤田字大所38番地 25	株式会社至誠堂下山 薬局本店 代表取締役 下 山 誠	令和7年 6月30日

秋田市告示第232号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定したので、同法第69条の規定により告示する。

令和7年7月25日

秋田市長 沼 谷 純

担当する医療の種類：薬局

指定 番号	医療機関 の 名 称	所 在 地	開 設 者 名	指定年月日
292	てらうち三 千刈薬局	秋田市寺内三千刈86番10号	株式会社医薬品情報 センター 代表取締役 小田嶋 一 明	令和7年 8月1日

秋田市告示第233号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づく指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定を廃止したので、同法第69条の規定により告示する。

令和7年7月25日

秋田市長 沼 谷 純

担当する医療の種類：薬局

指定 番号	医療機関 の 名 称	所 在 地	開 設 者 名	廃止年月日
176	てらうち三 千刈薬局	秋田市寺内三千刈86番10号	株式会社至誠堂下山 薬局本店 代表取締役 下 山 誠	令和7年 6月30日

秋田市告示第234号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第3項の規定に基づき、指定公金事務取扱者の変更に関する届出があったため、同条第4項の規定により告示する。

令和7年7月29日

秋田市長 沼谷 純

- 1 受託者の名称および住所
株式会社 J A 秋田なまはげライフサービス
代表取締役 伊藤 敏一
秋田市広面字土手下108番地 1
- 2 歳入の名称
秋田市家庭ごみに係る一般廃棄物処理手数料
- 3 変更事項
代表者名を鎌田徹から伊藤敏一へ変更
- 4 届出日
令和7年7月25日

秋田市告示第235号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定による身体障害者手帳の申請に関わる医師を次のとおり指定したので、秋田市身体障害者福祉法施行細則（平成7年秋田市規則第34号）第5条の規定により告示する。

令和7年7月29日

秋田市長 沼 谷 純

医師氏名	医療機関名	診療科名	担当する障害分野
高 橋 和 孝	秋田県立循環器・ 脳脊髄センター	脳神経外科	視覚障害 聴覚障害 平衡機能障害 音声・言語機能障害（追加） そしゃく機能障害（追加） 肢体不自由
石 川 素 子	秋田県立循環器・ 脳脊髄センター	リハビリテ ーション科	平衡機能障害 音声・言語機能障害 そしゃく機能障害 肢体不自由
森 瑞 季	秋田大学医学部 附属病院	泌尿器科	じん臓機能障害 ぼうこう又は直腸機能障害
堀 江 美 里	秋田大学医学部 附属病院	消化器外科	ぼうこう又は直腸機能障害 小腸機能障害 肝臓機能障害

秋田市告示第236号

令和7年7月25日に秋田市文化振興条例（昭和58年秋田市条例第4号）第6条第2項の規定に基づき表彰した者の氏名および事績の概要を秋田市文化振興条例施行規則（昭和58年秋田市規則第11号）第8条第2項の規定により告示する。

令和7年7月30日

秋田市長 沼 谷 純

秋田市文化選奨

小 林 顕

洋画「たはぶれせむとや」を発表し、洋画の持つ魅力を広く伝えられるなど、本市文化の振興に貢献した。

佐 藤 成 樹

畠 山 秀 雄（故人）

書籍『太平山系 失われた石像』を発表し、文化遺産の価値を広く伝えられるなど、本市文化の振興に貢献した。

秋田市告示第237号

秋田市功労者等の待遇に関する条例（昭和29年秋田市条例第14号）に基づき功労者として待遇した者の氏名および事績の概要は次のとおりである。

令和7年7月30日

秋田市長 沼 谷 純

第543号 齊 藤 善 悦 秋田市雄和

長年にわたり河辺雄和商工会の会長として経営支援と人材育成に尽力し、多くの実績を残したほか、「芸術の里かわべゆうわプロジェクト」を先導するなど、本市の地域商工業の振興・発展に大きく貢献した。

第544号 檜 森 利 光 秋田市御所野

長年にわたり公平委員会委員として適正な審査に努め、本市の公平行政の推進に大きく貢献した。

秋田市告示第238号

秋田市表彰規則（昭和58年秋田市規則第12号）に基づき表彰した者の氏名および事績の概要は次のとおりである。

令和7年7月30日

秋田市長 沼谷 純

長年にわたり秋田市交通指導隊の指導的立場にあって交通事故の防止と交通安全意識の高揚に尽力し交通安全の推進に貢献した。

石川 悦朗

長年にわたり地区交通安全協会役員として職務に精励し本市交通安全思想の普及に貢献した。

小澤 金治

石川 和雄

長年にわたり町内会長として町内の融和と自治活動の推進に尽力し市民参加のまちづくりに貢献した。

鈴木 基弘

高橋 宗悟

中嶋 辰治

進藤 光正

佐藤 康夫

岡田 純吉

小川 潤悦

藤田 寛

鷲谷 安幸

齊藤 勝美

佐藤 昭弘

安宅 良一

高	橋	信	好
坪	井	康	雄
佐々	木	卓	郎
藤	井	俊	弥
伊	藤	武	司
高	橋	眞	人
小	熊	正	英
佐	藤	忠	昭
藤	原	孝	春
高	橋	敏	雄
植	村	和	夫
鈴	木	貞	典
佐	藤	廣	重
池	田	幹	博
皆	川		公
竹	内		繁

長年にわたり社会福祉協議会役員として職務に精励し本市社会福祉の向上に貢献した。

時 田 博

長年にわたり民生委員・児童委員として職務に精励し本市社会福祉の向上に貢献した。

伊	藤	喜	信
柏	谷		稔
野	呂	雅	子
成	田	善	明
大	嶋	博	隆
高	橋	金	好
保	坂	慶	正
永	田	愼	一
鶴	田	一	成

鈴木 一枝
石井 榮美
高橋 一行
鎌田 祐子
古里 惠津子
堀井 田鶴子
伊藤 裕子
佐藤 正博
阿部 慶子
川尻 普子

長年にわたり地方独立行政法人市立秋田総合病院評価委員会委員として同病院の適正な評価に尽力し市勢の発展に貢献した。

中澤 俊輔

長年にわたり地域保健推進員会会長として職務に精励し市民の健康増進に貢献した。

三浦 華織
伊藤 兼治
朝倉 孝子

長年にわたり不法投棄監視員として不法投棄の防止に尽力し本市生活環境の保全に貢献した。

佐々木 義廣
熊谷 直正
金子 正信

長年にわたり商店街振興会の要職を務め商店街の健全な発展に寄与し本市商業の振興に貢献した。

塚田 哲雄

長年にわたり山林看守人として市有林の保護育成に精励するとともに林道管理責任者として林道の維持管理に精励し本市林業の振興に貢献した。

斎藤 弘美

長年にわたり山林看守人として市有林の保護育成に精励し本市林業の振

興に貢献した。

嵯 峨 清 行

長年にわたり林道管理責任者として林道の維持管理に精励し本市林業の振興に貢献した。

鈴 木 鉄 男

長年にわたり文化財保護審議会委員として文化財の保護保存に尽力し本市文化の振興に貢献した。

池 田 吉 男

長年にわたり少年指導センター少年指導委員として少年の非行防止と健全育成に貢献した。

半 田 弘 子

船 木 ひとみ

奈 良 美 可

長年にわたり児童育成クラブ世話人として児童館等での活動に精励し本市児童の健全育成に貢献した。

安 藤 美 和

石 井 さとみ

松 尾 あけみ

鈴 木 美和子

薩 摩 澄

渡 辺 京 子

佐 藤 広 子

能登谷 美 幸

佐々木 竹 子

石 塚 ゆ き

足 利 美喜子

新 堀 聡 子

長年にわたり生涯学習奨励員として各種生涯学習事業の推進に尽力し地域の発展に貢献した。

舘 岡 直 子

鎌 田 悟
佐 藤 眞知子
相 原 和 子
菅 原 誠 悦
池 田 チヅ子
佐 藤 敦 子
佐々木 みどり

長年にわたり建築紛争調停委員会委員として本市建築行政の発展に貢献した。

伊 藤 加久子

秋田市教委告示第11号

令和7年7月24日午後3時30分秋田市役所5階5－A会議室に教育委員会定例会を招集する。

令和7年7月18日

秋田市教育委員会

教育長 佐藤 孝 哉

付議案件

- 1 令和8年度使用秋田市立秋田商業高等学校教科用図書の採択に関する件
- 2 令和8年度使用秋田市立御所野学院高等学校教科用図書の採択に関する件
- 3 令和8年度使用秋田公立美術大学附属高等学院教科用図書の採択に関する件
- 4 秋田市社会教育委員の委嘱に関する件

秋市選管告示第36号

令和7年7月20日執行予定の参議院議員通常選挙におけるポスター掲示場の設置場所を次のように定めたので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第144条の2第4項の規定により告示する。

令和7年7月2日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 薫

（次のよう略）

秋市選管告示第37号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項、第75条第1項、市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号。以下「合併特例法」という。）第4条第1項および第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数、合併特例法第4条第11項および第5条第15項に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数、地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項、第86条第1項および地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数は次のとおりであるので、地方自治法第74条第5項、第75条第6項、第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項、第86条第4項、合併特例法第5条第30項および地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第2項の規定により告示する。

令和7年7月2日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 薫

- | | | |
|---|---------|---------|
| 1 | 50分の1の数 | 5,111人 |
| 2 | 6分の1の数 | 42,585人 |
| 3 | 3分の1の数 | 85,170人 |

秋市選管告示第38号

令和7年7月20日執行の参議院秋田県選出議員選挙における候補者の氏名等の掲載順序を定めるくじを行う場所および日時を次のとおり定めたので、公職選挙執行規程（昭和34年秋選管告示第2号）第62条の2第1項の規定により告示する。

令和7年7月3日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 薫

- 1 場所 秋田市山王一丁目1番1号
秋田市選挙管理委員会事務局
- 2 日時 令和7年7月3日
午後6時

秋市選管告示第39号

令和7年7月20日執行の参議院議員通常選挙における在外投票の期日前投票所を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第49条の2第4項の規定により読み替えて適用される法第48条の2第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第65条の13第4項の規定により告示する。

令和7年7月3日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 薫

- 1 所在地
秋田市山王一丁目1番1号
- 2 期日前投票所の名称
秋田市役所

秋市選管告示第40号

令和7年7月20日執行の参議院議員通常選挙における期日前投票所を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第6項の規定において読み替えて準用する同法第39条の規定に基づき次のとおり定めたので、同法第48条の2第6項の規定において読み替えて準用する同法第41条第1項の規定により告示する。

令和7年7月3日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 薫

期日前投票所名	所在地	設置する期間
秋田市役所	秋田市山王一丁目1番1号	令和7年7月4日から 令和7年7月19日まで
秋田駅東西連絡自由通路	秋田市櫛山字長沼27番地3	令和7年7月13日から 令和7年7月19日まで
イオンモール秋田	秋田市御所野地藏田一丁目1番1号	令和7年7月13日から 令和7年7月19日まで
秋田市北部市民サービスセンター	秋田市土崎港西五丁目3番1号	令和7年7月13日から 令和7年7月19日まで
秋田市西部市民サービスセンター	秋田市新屋扇町13番34号	令和7年7月13日から 令和7年7月19日まで
秋田市河辺市民サービスセンター	秋田市河辺和田字北条ケ崎38番地2	令和7年7月13日から 令和7年7月19日まで
秋田市雄和市民サービスセンター	秋田市雄和妙法字上大部48番地1	令和7年7月13日から 令和7年7月19日まで
秋田市岩見三内連絡所	秋田市河辺三内字外川原34番地1	令和7年7月13日から 令和7年7月19日まで
秋田市大正寺連絡所	秋田市雄和新波字樋口62番地2	令和7年7月13日から 令和7年7月19日まで
秋田大学手形キャンパス	秋田市手形学園町1番1号	令和7年7月9日

秋市選管告示第41号

令和7年7月20日執行の参議院議員通常選挙における期日前投票所を開く時刻および閉じる時刻を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第6項の規定において読み替えて準用する同法第40条第1項ただし書の規定に基づき、次のとおり定めたので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年7月3日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 薫

期日前投票所名	開 閉 時 刻
秋田駅東西連絡自由通路	午前10時から午後8時まで（1時間30分繰り下げ）
イオンモール秋田	午前10時から午後8時まで（1時間30分繰り下げ）
秋田市北部市民サービスセンター	午前8時30分から午後6時まで（2時間繰り上げ）
秋田市西部市民サービスセンター	午前8時30分から午後6時まで（2時間繰り上げ）
秋田市河辺市民サービスセンター	午前8時30分から午後5時まで（3時間繰り上げ）
秋田市雄和市民サービスセンター	午前8時30分から午後5時まで（3時間繰り上げ）
秋田市岩見三内連絡所	午前8時30分から午後5時まで（3時間繰り上げ）
秋田市大正寺連絡所	午前8時30分から午後5時まで（3時間繰り上げ）
秋田大学手形キャンパス	午前11時から午後5時まで （2時間30分繰り下げ、3時間繰り上げ）

秋市選管告示第42号

令和7年7月20日執行の参議院議員通常選挙における期日前投票管理者
およびその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）
第37条第2項および公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第24条第1
項に基づき、次のとおり選任したので、同令第49条の7の規定において読
み替えて適用される同令第25条の規定により告示する。

令和7年7月3日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 薫

（次のとおり略）

秋市選管告示第43号

令和7年7月20日執行の参議院議員通常選挙における投票所を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第39条の規定に基づき、次のとおり定めたので、同法第41条第1項の規定により告示する。

令和7年7月3日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 薫

（次のとおり略）

秋市選管告示第44号

令和7年7月20日執行の参議院議員通常選挙における投票所を閉じる時刻を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第40条第1項ただし書の規定に基づき、次のとおり定めたので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年7月3日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 薫

- 1 投票区 秋田市第90投票区から秋田市第121投票区まで
- 2 閉じる時刻 午後7時

秋市選管告示第45号

令和7年7月20日執行の参議院議員通常選挙における投票管理者およびその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第37条第2項および公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第24条第1項の規定に基づき、次のとおり選任したので、同令第25条の規定により告示する。

令和7年7月3日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 薫

（次のとおり略）

秋市選管告示第46号

令和7年7月20日執行の参議院議員通常選挙における開票の場所および日時を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第63条の規定に基づき、次のとおり定めたので、同法第64条の規定により告示する。

令和7年7月3日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 薫

- 1 場所 秋田市八橋本町六丁目12番20号
秋田市立体育館
- 2 日時 令和7年7月20日
午後9時15分から

秋市選管告示第47号

令和7年7月20日執行の参議院議員通常選挙における開票管理者およびその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第61条第2項および公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第67条第1項の規定に基づき、次のように選任したので、同令第68条の規定により告示する。

令和7年7月3日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 薫

1 開票管理者

秋田市 古 谷 薫

2 開票管理者の職務を代理すべき者

秋田市 牧 野 正 則

秋市選管告示第48号

令和7年7月20日執行の参議院議員通常選挙における開票立会人となるべき者のくじを行う場所および日時を、次のように定めたので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第62条第6項の規定により告示する。

令和7年7月3日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 薫

- 1 場所 秋田市山王一丁目1番1号
秋田市選挙管理委員会事務局
- 2 日時 令和7年7月17日
午後5時30分から

秋市選管告示第49号

令和7年7月20日執行の参議院議員通常選挙における期日前投票所の投票管理者の職務を代理すべき者を次のように変更選任したので、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第49条の7の規定において読み替えて適用される同令第25条の規定により告示する。

令和7年7月7日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 薫

1 秋田駅東西連絡自由通路

(1) 令和7年7月14日

変更前 秋田市 折 野 裕

変更後 秋田市 近 藤 力

(2) 令和7年7月15日

変更前 秋田市 近 藤 力

変更後 秋田市 折 野 裕

(3) 令和7年7月17日

変更前 秋田市 折 野 裕

変更後 秋田市 奈 良 毅

秋市選管告示第50号

令和7年7月20日執行の参議院議員通常選挙における期日前投票所の投票管理者を次のように変更選任したので、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第49条の7の規定において読み替えて適用される同令第25条の規定により告示する。

令和7年7月8日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 薫

イオンモール秋田

令和7年7月18日

変更前 秋田市 那 須 恵 子

変更後 秋田市 齊 藤 智 子

秋市選管告示第51号

令和7年7月20日執行の参議院議員通常選挙における投票所の投票管理者を次のように変更選任したので、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第25条の規定により告示する。

令和7年7月19日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 薫

秋田市第72投票区（金足地区集会所）

変更前 秋田市 伊 藤 アヤ子

変更後 秋田市 堀 嘉 美

秋田市農委告示第7号

令和7年7月22日午後2時秋田市役所正庁に秋田市農業委員会総会を招集する。

令和7年7月14日

秋田市農業委員会会長 佐々木 吉 秋

案件

- 1 農地法第3条の規定による許可申請に関する件
- 2 農地法第5条の規定による許可申請に関する件
- 3 非農地証明申請に関する件

秋田市農委告示第8号

次の農用地等は農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下「法」という。）第22条の2第2項の規定による探索を行ってもなお当該農用地等について2分の1以上の共有持分を有する者を確知することができないため、法第22条の3の規定により、秋田県農地中間管理機構が定めようとする農用地利用集積等促進計画と併せて告示する。

令和7年7月30日

秋田市農業委員会会長 佐々木 吉 秋

1 共有者不明農用地等の所在等【秋田市】

所在・地番	地目	面積 (㎡)	権利の 種類	内容	始期	存続 期間	借賃の相手方	方法
金足岩瀬字 後田140番	田	100	使用貸 借権	水田	公告日 の翌日	20年	公益社団法人 秋田県農業公社	—
金足岩瀬字 太田5番	田	100	使用貸 借権	水田	公告日 の翌日	20年	公益社団法人 秋田県農業公社	—

2 この告示は、1の共有者不明農用地等について2分の1以上の共有持分を有する者を確知できないことから行うものである。

3 当該共有者不明農用地等について、1および農用地利用集積等促進計画に定めるところにより、農地中間管理機構が使用貸借による権利の設定を受けるものである。

4 当該共有者不明農用地等の不確知共有者は、この告示の日から起算して2か月以内に、次に掲げる事項を記載した申出書に当該農用地等についての権原を証する書類を添えて農業委員会に申し出て、農用地利用集積等促進計画又は3に掲げる事項について異議を述べることができる。

(1) 申出を行う者の氏名・住所（法人にあっては、その名称・主たる事務所の所在地・代表者の氏名）

(2) 当該農用地等の所在、地番、地目、面積

(3) 当該申出の趣旨

- 5 不確知共有者がこの告示があった日から起算して2か月以内に異議を述べなかった場合には、法第22条の4の規定により、農用地利用集積等促進計画について同意をしたものとみなされる。

秋田市農委告示第9号

次の農用地等は農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下「法」という。）第22条の2第2項の規定による探索を行ってもなお当該農用地等について2分の1以上の共有持分を有する者を確知することができないため、法第22条の3の規定により、秋田県農地中間管理機構が定めようとする農用地利用集積等促進計画と併せて告示する。

令和7年7月30日

秋田市農業委員会会長 佐々木 吉 秋

1 共有者不明農用地等の所在等【秋田市】

所在・地番	地目	面積 (㎡)	権利の 種類	内容	始期	存続 期間	借賃の相手方	方法
金足岩瀬字松 館大平66番2	田	92	使用貸 借権	水田	公告日 の翌日	20年	公益社団法人 秋田県農業公社	—

2 この告示は、1の共有者不明農用地等について2分の1以上の共有持分を有する者を確知できないことから行うものである。

3 当該共有者不明農用地等について、1および農用地利用集積等促進計画に定めるところにより、農地中間管理機構が使用貸借による権利の設定を受けるものである。

4 当該共有者不明農用地等の不確知共有者は、この告示の日から起算して2か月以内に、次に掲げる事項を記載した申出書に当該農用地等についての権原を証する書類を添えて農業委員会に申し出て、農用地利用集積等促進計画又は3に掲げる事項について異議を述べることができる。

(1) 申出を行う者の氏名・住所（法人にあっては、その名称・主たる事務所の所在地・代表者の氏名）

(2) 当該農用地等の所在、地番、地目、面積

(3) 当該申出の趣旨

- 5 不確知共有者がこの告示があった日から起算して2か月以内に異議を述べなかった場合には、法第22条の4の規定により、農用地利用集積等促進計画について同意をしたものとみなされる。

秋田市農委告示第10号

次の農地は農地法（昭和27年法律第229号）第33条第1項に該当する農地であるので、同条第2項の規定により準用する同法第32条第3項の規定に基づき告示する。

令和7年7月30日

秋田市農業委員会会長 佐々木 吉 秋

1 農地の所在等

所在・地番	地目	面積 (㎡)	農地に関する 権利の種類	農地の所有者 等の情報
秋田市金足岩瀬字大 表28番1	田	504	所有権	登記名義人 廣川勝輝
秋田市金足岩瀬字大 表30番2	田	127	所有権	登記名義人 廣川勝輝

農地法第33条第1項：耕作の事業に従事する者が不在となり、又は不在となることが確実と認められるものとして農林水産省令で定める農地

2 この告示は、農地法第33条第1項の農地について、同条第2項の規定により準用する同法第32条第2項および第3項の規定による探索を行った結果、農地の所有者又は当該農地について所有権以外の権原に基づき使用および収益をする者（以下「所有者等」という。）を確知できないことから行うものである（農地法施行規則第74条の2により探索を行ったとみなされる場合を含む）。

3 上記の農地の所有者等は、この告示の日から起算して2か月以内に、次に掲げる事項を記載した申出書に当該農地についての権原を証する書類を添えて秋田市農業委員会に提出するものとする。

(1) 申出を行う者の氏名・住所（法人にあっては、その名称・主たる事務所の所在地・代表者の氏名）

(2) 当該農地の所在、地番、地目、面積

- 4 また、この告示があった日から起算して2か月以内に所有者等から申出がなかった場合には、農地法第41条に基づき、農地中間管理機構にその旨を通知し、当該告示に係る農地について県知事の裁定により利用権の設定が行われることがある。

秋田市上下水道局告示第13号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3の2第1項の規定に基づき
秋田市指定給水装置工事事業者の指定の効力を失ったので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）第8条の3第3号の規定により告示する。

令和7年7月2日

秋田市上下水道事業管理者 佐々木 保

事業者名	代表者	所在地	効力が失われた日
株式会社エコ・グリーン科学	牧 村 たか子	秋田市飯島新町三丁目8番17号	令和7年6月23日

秋田市上下水道局告示第14号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3の2第4項で準用する同法第25条の3第1項の規定により指定給水装置工事事業者の指定の更新を行ったので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）第8条の3第2号の規定により告示する。

令和7年7月9日

秋田市上下水道事業管理者 佐々木 保

事業者名	代表者	所在地	指定の有効期限
M・Tコンサルティング株式会社	板 橋 誠	秋田市茨島四丁目 6番46号	令和12年7月6日

秋田市公告

令和7年7月8日に、下記森林に関して定めた経営管理権集積計画を取り消したため、森林経営管理法（平成30年法律第35号）第9条第1項の規定により公告する。

令和7年7月8日

秋田市長 沼 谷 純

記

1 経営管理権集積計画を取り消した森林

整理 番号	所 在	地 番	林 班	小 班	枝 番	地 目	面積 (ha)
集438	秋田市河辺畑谷 字蟹沢	142-16	33	11	0	山林	0.09
経営管理権集積計画（整理番号 集438）の内、上記森林について、取り消す。							

2 経営管理権集積計画を取り消した理由

森林所有者からの申出による。

秋田市公告

秋田市本庁舎に設置している自転車等駐輪場に長期間放置されていた自転車等を撤去し、保管したので、次のとおり公告する。

令和 7 年 7 月 17 日

秋田市長 沼 谷 純

1 撤去し、保管した自転車

(1) 放置されていた場所および台数（2 台）

ア 第 2 駐輪場 1 台

イ 消防庁舎南駐輪場 1 台

(2) 撤去し、保管した年月日

令和 7 年 7 月 7 日

(3) 防犯登録番号等

別紙（省略）のとおりに

(4) 返還を行う時間および場所

ア 時間 平日午前 9 時から午後 5 時まで

イ 場所 秋田市山王一丁目 1 番 1 号

秋田市総務部財産管理活用課（本庁舎 4 階）

(5) 返還を開始する年月日および返還を行う期間

令和 7 年 7 月 17 日から同年 10 月 17 日まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。

2 返還を受けるために必要な事項

自転車の返還を受けようとするときは、放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。

3 自転車の処分

この公告に係る自転車で、公告後 3 か月を経過しても利用者等の引取

りがないものについては、本市で処分する。

4 問合せ先

秋田市山王一丁目1番1号

秋田市総務部財産管理活用課 電話018-888-5439

秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により、令和6年12月11日付け秋田市指令第7311号で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定に基づき、公告する。

令和7年7月24日

秋田市長 沼 谷 純

1 開発許可を受けた者の住所および氏名

秋田市浜田字館ノ丸152番地15

株式会社ドリームビルド

代表取締役 佐々木 道人

2 開発区域に含まれる地域の名称

秋田市広面字谷内佐渡146番1、147番、148番、149番および150番

秋田市公告

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第5項の規定により、農用地利用集積等促進計画を令和7年7月25日に認可したので、同条第7項の規定に基づき公告し、次のとおり縦覧に供する。

令和7年7月25日

秋田市長 沼 谷 純

1 縦覧に供する書類

農用地利用集積等促進計画

2 縦覧場所

秋田市山王一丁目1番1号 本庁舎3階

秋田市産業振興部農業農村振興課

3 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日（以下「休日」という。）ならびに12月29日から1月3日まで（休日を除く。）を除く。

秋田市上下水道局公告

秋田都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和51年秋田市条例第19号）第5条の規定に基づき、受益者負担金の賦課対象区域を定めたので、次のとおり公告する。

令和7年7月29日

秋田市上下水道事業管理者 佐々木 保

賦課対象区域

手形字中谷地、浜田字滝ノ元地内（別添図面（省略）に表示された施工箇所面に面した土地又は排水可能となる土地で、下水道事業計画区域内にあるもの）